

宮崎・綾フードビジネス研究会 規約

第1条（名 称）

本会の名称は、宮崎・綾フードビジネス研究会とする。

第2条（目 的）

六次産業化あるいは農商工連携を推進するため研究会を作り、幅広く会員を募り共同で研究会等の事業を行なう。

本会の活動を通じて会員相互の親睦と理解を深め、互いの向上を図ることを目的とする。

第3条（事 業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) セミナー等のイベントの開催
- (3) 商品企画、商品開発
- (4) 販路開拓等の研究
- (5) 前各号に附帯する一切の事業

本会の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

なお、主な活動範囲は宮崎市および綾町とするが、限定するものではない。

第4条（研究会の開催）

研究会は随時開催する。3カ月に1回程度の開催を目標とする。

第5条（会 員）

会員は本会の目的に賛同し、且つ幹事会が承認した者とする。

第6条（資格の喪失）

会員は、次の各号に該当した場合、その翌日に会員たる資格を失う。

- (1) 研究会の名誉を傷つけたとき
- (2) 研究会会員とのトラブルが発覚したとき
- (3) その他幹事会が判断した場合

第7条（役 員）

本会の役員として代表1名、副代表1名を置く。

- (1) 代表は濱田倫紀、副代表は水居 徹とする。
- (2) 代表は本会の業務の全てを管理する。

但し、代表が必要と認めた場合、他の会員に一部業務を代行させることができる。

第8条（任期）

代表の任期は、3年とする。

第9条（幹事会）

代表は幹事会を設置することができる。幹事は役員と代表の指名した会員で構成する。

第10条（召集）

代表は、必要と認めるとき随時総会および幹事会を招集することができる。

第11条（会費）

本会の事業に要する資金は、会員の会費をもってこれに充てる。
会費はセミナー等実施する行事ごとに会費を設定し、参加会員より徴収する。
金額は代表が定めるものとする。

第12条（会計）

本会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。なお、副代表が会計監事をつとめる。

第13条（総会）

代表は、総会に決議事項及び報告事項を提出し、総会はこれを審議することができる。

- (1) 規約の改正に関わる事項
- (2) 会員の加入及び脱退に関わる事項
- (3) 事業計画及び決算、活動報告
- (4) 役員の変更
- (5) その他必要と認められた事項

第14条（総会の成立・議決）

総会は全会員の過半数以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって成立するものとする。
但し代表は議決に対する拒否権をもつ。

第15条（届出事項の変更）

会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合は、ただちに代表に届け出る事とする。

第16条（退会）

代表への退会届けの提出をもって退会とする。
会員の退会は何人も是を妨げてはならない。

第17条（解散）

本会の解散については、総会において3分の2以上の決議を得なければならない。
本会の解散にともなう残余財産の清算については総会の議決による。

第18条（会員間の連絡）

会員間の連絡はEメール、電話等で行う。

第19条（所在地）

本会の所在地を下記の通りとする。

宮崎市橘通西2丁目5-27 アクアマリンビル 3F アイコムティ株式会社内

第20条（設立日）

本会の設立日は、平成25年9月20日とする。

本規約は、平成25年9月20日より発効とする。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

宮崎県宮崎市橘通西2丁目5-27 アクアマリンビル 3F アイコムティ株式会社内
電話 0985-61-1945（アイコムティ） FAX 0985-61-1943

宮崎・綾フードビジネス研究会

代表 濱田倫紀

副代表 水居 徹